

富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、市内における相談支援専門員の確保を図り、もって相談支援の提供体制の充実に資するため、相談支援従事者研修参加費を負担する相談支援事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項の相談支援専門員又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項の相談支援専門員をいう。
- (2) 相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第19項に規定する計画相談支援又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。
- (3) 相談支援事業者 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者又は児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者であって、市長が指定するものをいう。
- (4) 相談支援事業所 相談支援事業者が経営する市内の障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所又は児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。

- (5) 相談支援従事者 相談支援事業者に直接雇用される者であって、相談支援事業所で相談支援に係る業務に従事するものをいう。
- (6) 相談支援従事者研修 相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）3(1)相談支援従事者初任者研修又は3(2)相談支援従事者現任研修をいう。
- (7) 相談支援従事者研修参加費 相談支援従事者が参加する相談支援従事者研修の参加に要する費用のうち、教材費、交通費等を除いた費用をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、相談支援従事者研修参加費を負担した相談支援事業者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市における市税の滞納がない者
- (2) この補助金と同種の補助を受けていない者

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、相談支援従事者研修参加費（相談支援事業者研修の修了の証明を受けた場合に限る。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該合計額が、相談支援従事者研修に参加した相談支援従事者1人当たりの補助対象経費を3万円として算出した合計額（以下「上限額」という。）を上回る場合は、上限額とする。

（実績報告）

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、規則第3条の交付の申請をもってなされたものとみなす。

（交付の確定）

第7条 規則第11条の規定による交付確定は、規則第4条第1項の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。